**ＦＡＸ送付　（糸島保健福祉事務所　保健衛生課　０９２－３２２－９２５２）**

令和　　　年度結核健康診断実施報告書（新入学生）

糸島保健福祉事務所長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 報告年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 学校の名称 |  |
| 学校の所在地 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 実施年月日 | 令和　　年　　月　　日 | ～ | 令和　　年　　月　　日 |
| 受診医療機関名 |  |
| 報　告　内　容 |
|  | 対象者数 | 受診者数 | 胸部エックス線受診者数 | 喀痰検査受診者数 | 被発見者数 |
| 間接撮影 | 直接撮影 | 結核患者 | 潜在性結核感染者 | 結核発病のおそれがあると診断された者 |
| １年生 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 未受診者がいる場合は理由と人数を記載ください。例）休学中1名 |
|  |

※　「結核健康診断」とは、健康診断の項目のうち「胸部エックス線」等の検査のことです。

※　「胸部エックス線受診者数」の「間接」と「直接」の区別は、診断書（健診結果書）で確認して下さい。

※　「発病の恐れがあると診断された者」とは、医師による医療行為は必要としないが、定期的な医師の観察指導を必要とする人のことです。

【参考】

≪感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律≫

第５３条の２（定期の健康診断）

学校の長は当該学校の生徒であって政令に定める者に対して、定期の健康診断を行わなければならない。

第５３条の３（受診義務）

　第５３条の２の健康診断の対象者は、事業者の行う健康診断を受けなければならない。

第５３条の７（通報又は報告）

　健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その

他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

≪同法施行令≫

第１２条（定期の健康診断の対象者、定期）

　第１項第２号：大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)の学生又は生徒　入学した年度

※この報告書は、毎年使用できますので、コピ－をして御使用下さい。